



会見・報道・お知らせ

法務省の概要

試験・資格・採用

政策・審議会等

申請・手続・相談窓口

白書・統計・資料

トップページ > 政策・審議会等 > 司法制度改革の推進 > 法教育 > 高校生向けリーフレットに関する確認テスト



高校生向けリーフレットに関する確認テスト



法教育マスコットキャラクター
ホウリス君

リーフレットで学んだことを確認してみよう！

全部で5問！！

間違えずに最後まで全問正解できるかな？

第1問

2022年(令和4年)4月1日以降も、18歳・19歳の者が親の同意を得ずにした契約については、取り消すことができる。



▲ ページトップへ

🐦 法務省公式Twitter

📺 You Tube法務省チャンネル

会見・報道・お知らせ

法務省の概要

試験・資格・採用

政策・審議会等

申請・手続・相談窓口

白書・統計・資料

大臣会見等

大臣・副大臣・政務官

司法試験

省議・審議会等

情報公開・公文書管理

白書・統計

プレスリリース

法務省幹部一覧

資格試験

司法制度改革の推進

個人情報保護

予算・決算

一筆書きキャラバン

組織案内

採用試験

国民の基本的な権利の実現

行政手続の案内

パンフレット・リーフレット・ポスター

法務省ソーシャルメディア公式アカウント

所管法令

その他の採用情報

刑事政策

法令適用事前確認手続

法務省だよりあかれんが

政府調達情報

国会提出法案など

出入国在留管理

オンライン申請

法務図書館蔵書検索

主な法務省主催イベント

法務省の沿革

国を当事者とする訴訟などの統一・一元的処理

相談窓口

法令外国語訳データベース

その他のお知らせ

第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）

キッズルーム

政策評価等

法務資料

パブリックコメント

赤れんが棟・法務史料展示室

新型コロナウイルス感染症関連情報

その他の政策・施策

法務省パンフレット

広報誌

プライバシーポリシー

ご利用にあたって

政府関連リンク

ご意見・ご提案



会見・報道・お知らせ

法務省の概要

試験・資格・採用

政策・審議会等

申請・手続・相談窓口

白書・統計・資料

トップページ > 政策・審議会等 > 司法制度改革の推進 > 法教育 > 高校生向けリーフレットに関する確認テスト



高校生向けリーフレットに関する確認テスト

第1問

2022年(令和4年)4月1日以降も、18歳・19歳の者が親の同意を得ずにした契約については、取り消すことができる。



《復習しよう》

2022年(令和4年)4月1日以降は、18歳で成年と扱われ、18歳・19歳は未成年者ではなくなります。未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます(未成年者取消し)。

成年になると、未成年者取消しは適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません(リーフレット2p参照)。



▲ ページトップへ

法務省公式Twitter You Tube法務省チャンネル

Table with 6 columns: 会見・報道・お知らせ, 法務省の概要, 試験・資格・採用, 政策・審議会等, 申請・手続・相談窓口, 白書・統計・資料. It lists various services and resources provided by the Ministry of Justice.



高校生向けリーフレットに関する確認テスト

第1問

2022年(令和4年)4月1日以降も、18歳・19歳の者が親の同意を得ずにした契約については、取り消すことができる。



《復習しよう》

2022年(令和4年)4月1日以降は、18歳で成年と扱われ、18歳・19歳は未成年者ではなくなります。未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます(未成年者取消し)。

成年になると、未成年者取消しは適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません(リーフレット2p参照)。



▲ ページトップへ

🐦 法務省公式Twitter 📺 You Tube法務省チャンネル

会見・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	政策・審議会等	申請・手続・相談窓口	白書・統計・資料
大臣会見等	大臣・副大臣・政務官	司法試験	省議・審議会等	情報公開・公文書管理	白書・統計
プレスリリース	法務省幹部一覧	資格試験	司法制度改革の推進	個人情報保護	予算・決算
一筆書きキャラバン	組織案内	採用試験	国民の基本的な権利の実現	行政手続の案内	パンフレット・リーフレット・ポスター
法務省ソーシャルメディア公式アカウント	所管法令	その他の採用情報	刑事政策	法令適用事前確認手続	法務省だよりあかれんが
政府調達情報	国会提出法案など		出入国在留管理	オンライン申請	法務図書館蔵書検索
主な法務省主催イベント	法務省の沿革		国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的処理	相談窓口	法令外国語訳データベース
その他のお知らせ			第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議(京都コンgres)		キッズルーム
			政策評価等		法務資料
			パブリックコメント		赤れんが棟・法務史料展示室
			新型コロナウイルス感染症関連情報		
			その他の政策・施策		



[会見・報道・お知らせ](#)

[法務省の概要](#)

[試験・資格・採用](#)

[政策・審議会等](#)

[申請・手続・相談窓口](#)

[白書・統計・資料](#)

[トップページ](#) > [政策・審議会等](#) > [司法制度改革の推進](#) > [法教育](#) > 高校生向けリーフレットに関する確認テスト



高校生向けリーフレットに関する確認テスト

第2問

契約書を作成しなければ、契約は成立しない。



[▲ ページトップへ](#)

[🐦 法務省公式Twitter](#)

[📺 You Tube:法務省チャンネル](#)

会見・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	政策・審議会等	申請・手続・相談窓口	白書・統計・資料
大臣会見等	大臣・副大臣・政務官	司法試験	省議・審議会等	情報公開・公文書管理	白書・統計
プレスリリース	法務省幹部一覧	資格試験	司法制度改革の推進	個人情報保護	予算・決算
一筆書きキャラバン	組織案内	採用試験	国民の基本的な権利の実現	行政手続の案内	パンフレット・リーフレット・ポスター
法務省ソーシャルメディア公式アカウント	所管法令	その他の採用情報	刑事政策	法令適用事前確認手続	法務省だよりあかれんが
政府調達情報	国会提出法案など		出入国在留管理	オンライン申請	法務図書館蔵書検索
主な法務省主催イベント	法務省の沿革		国を当事者とする訴訟などの統一・一元的処理	相談窓口	法令外国語訳データベース
その他のお知らせ			第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コンgres）		キッズルーム
			政策評価等		法務資料
			パブリックコメント		赤れんが棟・法務史料展示室
			新型コロナウイルス感染症関連情報		
			その他の政策・施策		

[法務省パンフレット](#)

[広報誌](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ご利用にあたって](#)

[政府関連リンク](#)

[ご意見・ご提案](#)



[会見・報道・お知らせ](#)

[法務省の概要](#)

[試験・資格・採用](#)

[政策・審議会等](#)

[申請・手続・相談窓口](#)

[白書・統計・資料](#)

[トップページ](#) >
 [政策・審議会等](#) >
[司法制度改革の推進](#) >
[法教育](#) >
 高校生向けリーフレットに関する確認テスト



高校生向けリーフレットに関する確認テスト

第2問

契約書を作成しなければ、契約は成立しない。



《復習しよう》

契約は、**当事者双方の意思表示(考えを表すこと)が合致すること**によって成立します(リーフレット3p参照)。原則として、**口頭の約束でもよい**とされています(リーフレット5p参照)。

次の問題へ

[▲ ページトップへ](#)

[Twitter](#) 法務省公式Twitter

[YouTube](#) You Tube法務省チャンネル

会見・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	政策・審議会等	申請・手続・相談窓口	白書・統計・資料
大臣会見等	大臣・副大臣・政務官	司法試験	省議・審議会等	情報公開・公文書管理	白書・統計
プレスリリース	法務省幹部一覧	資格試験	司法制度改革の推進	個人情報保護	予算・決算
一筆書きキャラバン	組織案内	採用試験	国民の基本的な権利の実現	行政手続の案内	パンフレット・リーフレット・ポスター
法務省ソーシャルメディア公式アカウント	所管法令	その他の採用情報	刑事政策	法令適用事前確認手続	法務省だよりあかれんが
政府調達情報	国会提出法案など		出入国在留管理	オンライン申請	法務図書館蔵書検索
主な法務省主催イベント	法務省の沿革		国を当事者とする訴訟などの統一・一元的処理	相談窓口	法令外国語訳データベース
その他のお知らせ			第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議(京都コンgres)		キッズルーム
			政策評価等		法務資料
			パブリックコメント		赤れんが棟・法務史料展示室
			新型コロナウイルス感染症関連情報		
			その他の政策・施策		

[法務省パンフレット](#)

[広報誌](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ご利用にあたって](#)

[政府関連リンク](#)

[ご意見・ご提案](#)



高校生向けリーフレットに関する確認テスト

第2問

契約書を作成しなければ、契約は成立しない。



《復習しよう》

契約は、**当事者双方の意思表示(考えを表すこと)が合致すること**によって成立します(リーフレット3p参照)。原則として、**口頭の約束でもよい**とされています(リーフレット5p参照)。



▲ ページトップへ

法務省公式Twitter You Tube:法務省チャンネル

Table with 6 columns: 会見・報道・お知らせ, 法務省の概要, 試験・資格・採用, 政策・審議会等, 申請・手続・相談窓口, 白書・統計・資料. Includes sub-headers like 大臣会見等, 大臣・副大臣・政務官, etc.



高校生向けリーフレットに関する確認テスト

第3問

「契約自由の原則」とは、いつでも自由に契約を解消できるという意味である。そのため、契約を結んだとしても、内容が気に入らなければ、いつでも一方的に契約を取り消すことができる。



▲ ページトップへ

🐦 法務省公式Twitter

📺 You Tube法務省チャンネル

会見・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	政策・審議会等	申請・手続・相談窓口	白書・統計・資料
大臣会見等	大臣・副大臣・政務官	司法試験	省議・審議会等	情報公開・公文書管理	白書・統計
プレスリリース	法務省幹部一覧	資格試験	司法制度改革の推進	個人情報保護	予算・決算
一筆書きキャラバン	組織案内	採用試験	国民の基本的な権利の実現	行政手続の案内	パンフレット・リーフレット・ポスター
法務省ソーシャルメディア公式アカウント	所管法令	その他の採用情報	刑事政策	法令適用事前確認手続	法務省だよりあかれんが
政府調達情報	国会提出法案など		出入国在留管理	オンライン申請	法務図書館蔵書検索
主な法務省主催イベント	法務省の沿革		国を当事者とする訴訟などの統一・一元的処理	相談窓口	法令外国語訳データベース
その他のお知らせ			第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コンgres）		キッズルーム
			政策評価等		法務資料
			パブリックコメント		赤れんが棟・法務史料展示室
			新型コロナウイルス感染症関連情報		
			その他の政策・施策		

法務省パンフレット

広報誌

プライバシーポリシー

ご利用にあたって

政府関連リンク

ご意見・ご提案



[会見・報道・お知らせ](#)

[法務省の概要](#)

[試験・資格・採用](#)

[政策・審議会等](#)

[申請・手続・相談窓口](#)

[白書・統計・資料](#)

[トップページ](#) >
 [政策・審議会等](#) >
[司法制度改革の推進](#) >
[法教育](#) >
 高校生向けリーフレットに関する確認テスト



高校生向けリーフレットに関する確認テスト

第3問

「契約自由の原則」とは、いつでも自由に契約を解消できるという意味である。そのため、契約を結んだとしても、内容が気に入らなければ、いつでも契約を一方的に取り消すことができる。



《復習しよう》

「契約自由の原則」とは、「契約を結ぶかどうか」、「結ぶとしても「誰と結ぶか」「どのような契約内容にするか」を当事者が自由に決められることができるという原則です(リーフレット3p参照)。

もっとも、一度契約が成立すると、**合意した内容をお互いを守る義務が発生します(契約の拘束力)**。契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で契約を解消することはできません(リーフレット6p参照)。

※ ただし、消費者トラブルが発生しやすい取引については、一定の期間内であれば理由を問わず、契約をやめることができます(**クーリング・オフ制度**)。困ったときは、**消費者ホットライン**にお電話ください。

い や や
☎ 1 8 8



消費者庁 消費者ホットライン188
キャラクター イヤヤン



▲ ページトップへ

[Twitter](#) 法務省公式Twitter

[YouTube](#) 法務省チャンネル

会見・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	政策・審議会等	申請・手続・相談窓口	白書・統計・資料
大臣会見等	大臣・副大臣・政務官	司法試験	省議・審議会等	情報公開・公文書管理	白書・統計
プレスリリース	法務省幹部一覧	資格試験	司法制度改革の推進	個人情報保護	予算・決算
一筆書きキャラバン	組織案内	採用試験	国民の基本的な権利の実現	行政手続の案内	パンフレット・リーフレット・ポスター
法務省ソーシャルメディア公式アカウント	所管法令	その他の採用情報	刑事政策	法令適用事前確認手続	法務省だよりあかかんが
政府調達情報	国会提出法案など		出入国在留管理	オンライン申請	法務図書館蔵書検索
主な法務省主催イベント	法務省の沿革		国を当事者とする訴訟などの統一・一元的処理	相談窓口	法令外国語訳データベース
その他のお知らせ			第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議(京都コングレス)		キッズルーム
			政策評価等		法務資料
			パブリックコメント		赤れんが棟・法務史料展示室
			新型コロナウイルス感染症関連情報		
			その他の政策・施策		



[会見・報道・お知らせ](#)

[法務省の概要](#)

[試験・資格・採用](#)

[政策・審議会等](#)

[申請・手続・相談窓口](#)

[白書・統計・資料](#)

[トップページ](#) > [政策・審議会等](#) > [司法制度改革の推進](#) > [法教育](#) > 高校生向けリーフレットに関する確認テスト



高校生向けリーフレットに関する確認テスト

第3問

「契約自由の原則」とは、いつでも自由に契約を解消できるという意味である。そのため、契約を結んだとしても、内容が気に入らなければ、いつでも一方的に契約を取り消すことができる。



《復習しよう》

「契約自由の原則」とは、「契約を結ぶかどうか」、「結ぶとしても「誰と結ぶか」「どのような契約内容にするか」を当事者が自由に決められることができるという原則です(リーフレット3p参照)。

もっとも、一度契約が成立すると、**合意した内容をお互いに守る義務が発生します(契約の拘束力)**。契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で契約を解消することはできません(リーフレット6p参照)。

※ ただし、消費者トラブルが発生しやすい取引については、一定の期間内であれば理由を問わず、契約をやめることができます(**クーリング・オフ制度**)。困ったときは、**消費者ホットライン**にお電話ください。



消費者庁 消費者ホットライン188
 キャラクター イヤヤン

次の問題へ

▲ [ページトップへ](#)

[Twitter](#) 法務省公式Twitter

[YouTube](#) You Tube法務省チャンネル

会見・報道・お知らせ

[大臣会見等](#)
[プレスリリース](#)
[一筆書きキャラバン](#)
[法務省ソーシャルメディア公式アカウント](#)
[政府調達情報](#)
[主な法務省主催イベント](#)
[その他のお知らせ](#)

法務省の概要

[大臣・副大臣・政務官](#)
[法務省幹部一覧](#)
[組織案内](#)
[所管法令](#)
[国会提出法案など](#)
[法務省の沿革](#)

試験・資格・採用

[司法試験](#)
[資格試験](#)
[採用試験](#)
[その他の採用情報](#)

政策・審議会等

[省議・審議会等](#)
[司法制度改革の推進](#)
[国民の基本的な権利の実現](#)
[刑事政策](#)
[出入国在留管理](#)
[国を当事者とする訴訟などの統一・一元的処理](#)
[第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議\(京都コングレス\)](#)
[政策評価等](#)
[パブリックコメント](#)
[新型コロナウイルス感染症関連情報](#)
[その他の政策・施策](#)

申請・手続・相談窓口

[情報公開・公文書管理](#)
[個人情報保護](#)
[行政手続の案内](#)
[法令適用事前確認手続](#)
[オンライン申請](#)
[相談窓口](#)

白書・統計・資料

[白書・統計](#)
[予算・決算](#)
[パンフレット・リーフレット・ポスター](#)
[法務省だよりあかれんが](#)
[法務図書館蔵書検索](#)
[法令外国語訳データベース](#)
[キッズルーム](#)
[法務資料](#)
[赤れんが棟・法務史料展示室](#)



高校生向けリーフレットに関する確認テスト

第4問

売買契約の目的物として渡された物が壊れていた場合(例えば、お店でゲーム機を買い、家に帰って確認したときに、壊れていることに気付いた場合など)、買主は、売主に対し、ゲーム機の修理や交換を求めることができる。



[▲ ページトップへ](#)

[Twitter](#) 法務省公式Twitter

[YouTube](#) You Tube法務省チャンネル

会見・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	政策・審議会等	申請・手続・相談窓口	白書・統計・資料
大臣会見等	大臣・副大臣・政務官	司法試験	省議・審議会等	情報公開・公文書管理	白書・統計
プレスリリース	法務省幹部一覧	資格試験	司法制度改革の推進	個人情報保護	予算・決算
一筆書きキャラバン	組織案内	採用試験	国民の基本的な権利の実現	行政手続の案内	パンフレット・リーフレット・ポスター
法務省ソーシャルメディア公式アカウント	所管法令	その他の採用情報	刑事政策	法令適用事前確認手続	法務省だよりあかれんが
政府調達情報	国会提出法案など		出入国在留管理	オンライン申請	法務図書館蔵書検索
主な法務省主催イベント	法務省の沿革		国を当事者とする訴訟などの統一・一元的処理	相談窓口	法令外国語訳データベース
その他のお知らせ			第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議(京都コンgres)		キッズルーム
			政策評価等		法務資料
			パブリックコメント		赤れんが棟・法務史料展示室
			新型コロナウイルス感染症関連情報		
			その他の政策・施策		

[法務省パンフレット](#)

[広報誌](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ご利用にあたって](#)

[政府関連リンク](#)

[ご意見・ご提案](#)



高校生向けリーフレットに関する確認テスト

第4問

売買契約の目的物として渡された物が壊れていた場合(例えば、お店でゲーム機を買い、家に帰って確認したときに、壊れていることに気付いた場合など)、買主は、売主に対し、ゲーム機の修理や交換を求めることができる。



《復習しよう》

一度契約が成立すると、**合意した内容をお互い**に守る義務が生じます(契約の拘束力)。もし相手が契約どおりのことをしない場合、相手に契約した内容を実現するよう求めることができます。

売買契約で引き渡された物が契約で決めた内容と違うときは、買主は、売主に、その物の修理や、新しい物との交換を求めることができます(リーフレット6p参照)。



[▲ ページトップへ](#)

[Twitter 法務省公式Twitter](#)
[YouTube 法務省チャンネル](#)

会見・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	政策・審議会等	申請・手続・相談窓口	白書・統計・資料
大臣会見等	大臣・副大臣・政務官	司法試験	省議・審議会等	情報公開・公文書管理	白書・統計
プレスリリース	法務省幹部一覧	資格試験	司法制度改革の推進	個人情報保護	予算・決算
一筆書きキャラバン	組織案内	採用試験	国民の基本的な権利の実現	行政手続の案内	パンフレット・リーフレット・ポスター
法務省ソーシャルメディア公式アカウント	所管法令	その他の採用情報	刑事政策	法令適用事前確認手続	法務省だよりあかれんが
政府調達情報	国会提出法案など		出入国在留管理	オンライン申請	法務図書館蔵書検索
主な法務省主催イベント	法務省の沿革		国を当事者とする訴訟などの統一・一元的処理	相談窓口	法令外国語訳データベース
その他のお知らせ			第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議(京都コンgres)		キッズルーム
			政策評価等		法務資料
			パブリックコメント		赤れんが棟・法務史料展示室
			新型コロナウイルス感染症関連情報		
			その他の政策・施策		



[会見・報道・お知らせ](#)

[法務省の概要](#)

[試験・資格・採用](#)

[政策・審議会等](#)

[申請・手続・相談窓口](#)

[白書・統計・資料](#)

[トップページ](#) >
 [政策・審議会等](#) >
[司法制度改革の推進](#) >
[法教育](#) >
 高校生向けリーフレットに関する確認テスト



高校生向けリーフレットに関する確認テスト

第4問

売買契約の目的物として渡された物が壊れていた場合(例えば、お店でゲーム機を買い、家に帰って確認したときに、壊れていることに気付いた場合など)、買主は、売主に対し、ゲーム機の修理や交換を求めることができる。



《復習しよう》

一度契約が成立すると、**合意した内容をお互いを守る義務**が生じます(契約の拘束力)。もし相手が契約どおりのことをしない場合、相手に契約した内容を実現するよう求めることができます。

売買契約で引き渡された物が契約で決めた内容と違うときは、買主は、売主に、その物の修理や、新しい物との交換を求めることができます(リーフレット6p参照)。



▲ ページトップへ

[Twitter](#) 法務省公式Twitter

[YouTube](#) You Tube法務省チャンネル

[会見・報道・お知らせ](#)

[法務省の概要](#)

[試験・資格・採用](#)

[政策・審議会等](#)

[申請・手続・相談窓口](#)

[白書・統計・資料](#)

[大臣会見等](#)

[大臣・副大臣・政務官](#)

[司法試験](#)

[省議・審議会等](#)

[情報公開・公文書管理](#)

[白書・統計](#)

[プレスリリース](#)

[法務省幹部一覧](#)

[資格試験](#)

[司法制度改革の推進](#)

[個人情報保護](#)

[予算・決算](#)

[一筆書きキャラバン](#)

[組織案内](#)

[採用試験](#)

[国民の基本的な権利の実現](#)

[行政手続の案内](#)

[パンフレット・リーフレット・ポスター](#)

[法務省ソーシャルメディア公式アカウント](#)

[所管法令](#)

[その他の採用情報](#)

[刑事政策](#)

[法令適用事前確認手続](#)

[法務省だよりあかれんが](#)

[政府調達情報](#)

[国会提出法案など](#)

[出入国在留管理](#)

[オンライン申請](#)

[法務図書館蔵書検索](#)

[主な法務省主催イベント](#)

[法務省の沿革](#)

[国を当事者とする訴訟などの統一・一元的処理](#)

[相談窓口](#)

[法令外国語訳データベース](#)

[その他のお知らせ](#)

[第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議\(京都コンgres\)](#)

[キッズルーム](#)

[政策評価等](#)

[法務資料](#)

[パブリックコメント](#)

[赤れんが棟・法務史料展示室](#)

[新型コロナウイルス感染症関連情報](#)

[その他の政策・施策](#)

[法務省パンフレット](#)

[広報誌](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ご利用にあたって](#)

[政府関連リンク](#)

[ご意見・ご提案](#)



[会見・報道・お知らせ](#)

[法務省の概要](#)

[試験・資格・採用](#)

[政策・審議会等](#)

[申請・手続・相談窓口](#)

[白書・統計・資料](#)

[トップページ](#) >
 [政策・審議会等](#) >
 [司法制度改革の推進](#) >
 [法教育](#) >
 高校生向けリーフレットに関する確認テスト



高校生向けリーフレットに関する確認テスト

第5問

契約の相手方が契約した内容を守らず、自ら契約上の義務を果たさない場合は、裁判所に訴えることが唯一の解決手段である。



[▲ ページトップへ](#)

[Twitter](#) 法務省公式Twitter

[YouTube](#) You Tube:法務省チャンネル

会見・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	政策・審議会等	申請・手続・相談窓口	白書・統計・資料
大臣会見等	大臣・副大臣・政務官	司法試験	省議・審議会等	情報公開・公文書管理	白書・統計
プレスリリース	法務省幹部一覧	資格試験	司法制度改革の推進	個人情報保護	予算・決算
一筆書きキャラバン	組織案内	採用試験	国民の基本的な権利の実現	行政手続の案内	パンフレット・リーフレット・ポスター
法務省ソーシャルメディア公式アカウント	所管法令	その他の採用情報	刑事政策	法令適用事前確認手続	法務省だよりあかれんが
政府調達情報	国会提出法案など		出入国在留管理	オンライン申請	法務図書館蔵書検索
主な法務省主催イベント	法務省の沿革		国を当事者とする訴訟などの統一・一元的处理	相談窓口	法令外国語訳データベース
その他のお知らせ			第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コンgres）		キッズルーム
			政策評価等		法務資料
			パブリックコメント		赤れんが棟・法務史料展示室
			新型コロナウイルス感染症関連情報		
			その他の政策・施策		

[法務省パンフレット](#)

[広報誌](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ご利用にあたって](#)

[政府関連リンク](#)

[ご意見・ご提案](#)

高校生向けリーフレットに関する確認テスト

第5問

契約の相手方が契約した内容を守らず、自ら契約上の義務を果たさない場合は、裁判所に訴えることが唯一の解決手段である。

答えは



まちがいだよ！！

大切なことだから、しっかり復習してね。
解説を下にまとめておくので、正解した部分も含めて、もう一度復習してね。




《復習しよう》

契約の相手方が自ら契約上の義務を果たさない場合は、**第三者の助け**を借りて、紛争を解決することができます。**裁判による紛争解決**のほか、**裁判以外の中立・公正な第三者による紛争解決(ADR)**もあります(リーフレット7p参照)。

自分でトラブルを解決できないときは、一人で悩まず、**家族や専門家など、ほかの人に相談する**ようにしましょう。

- 法テラス・サポートダイヤル
- 全国の弁護士会・弁護士会連合会
- 司法書士総合相談センター
- 消費者ホットライン

確認テスト一覧

第1問	2022年(令和4年)4月1日以降も、18歳・19歳の者が親の同意を得ずにした契約については、取り消すことができる。
×	<p>2022年(令和4年)4月1日以降は、18歳で成年と扱われ、18歳・19歳は未成年者ではなくなります。</p> <p>未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます(未成年者取消)。</p> <p>成年になると、未成年者取消は適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません(リーフレット2p参照)。</p>
第2問	契約書を作成しなければ、契約は成立しない。
×	<p>契約は、当事者双方の意思表示(考えを表すこと)が合致することによって成立します(リーフレット3p参照)。</p> <p>原則として、口頭の約束でもよいとされています(リーフレット5p参照)。</p>
第3問	「契約自由の原則」とは、いつでも自由に契約を解消できるという意味である。そのため、契約を結んだとしても、内容が気に入らなければ、いつでも一方的に契約を取り消すことができる。
×	<p>「契約自由の原則」とは、「契約を結ぶかどうか」、結ぶとしても「誰と結ぶか」「どのような契約内容にするか」を当事者が自由に決められることができるという原則です(リーフレット3p参照)。</p> <p>もともと、一度契約が成立すると、合意した内容をお互いを守る義務が発生します(契約の拘束力)。契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で契約を解消することはできません(リーフレット6p参照)。</p> <p>※ ただし、消費者トラブルが発生しやすい取引については、一定の期間内であれば理由を問わず、契約をやめることができます(クーリング・オフ制度)。</p> <p>困ったときは、消費者ホットラインにお電話ください。</p> <p>いやや ☎ 188</p>  <p>消費者庁 消費者ホットライン188 キャラクター いややん</p>

第4問	<p>売買契約の目的物として渡された物が壊れていた場合（例えば、お店でゲーム機を買い、家に帰って確認したときに、壊れていることに気付いた場合など）、買主は、売主に対し、ゲーム機の修理や交換を求めることができる。</p>
○	<p>一度契約が成立すると、合意した内容をお互いを守る義務が生じます（契約の拘束力）。もし相手が契約どおりのことをしない場合、相手に契約した内容を実現することができます。</p> <p>売買契約で引き渡された物が契約で決めた内容と違うときは、買主は、売主に、その物の修理や、新しい物との交換を求めることができます（リーフレット6p参照）。</p>
第5問	<p>契約の相手方が契約した内容を守らず、自ら契約上の義務を果たさない場合は、裁判所に訴えることが唯一の解決手段である。</p>
×	<p>契約の相手方が自ら契約上の義務を果たさない場合は、第三者の助けを借りて、紛争を解決することができます。裁判による紛争解決のほかに、裁判以外の中立・公正な第三者による紛争解決(ADR)もあります（リーフレット7p参照）。</p> <p>自分でトラブルを解決できないときは、一人で悩まず、家族や専門家など、ほかの人に相談するようにしましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法テラス・サポートダイヤル ■ 全国の弁護士会・弁護士会連合会 ■ 司法書士総合相談センター ■ 消費者ホットライン



▲ ページトップへ

法務省公式Twitter

You Tube:法務省チャンネル

[会見・報道・お知らせ](#)
[法務省の概要](#)
[試験・資格・採用](#)
[政策・審議会等](#)
[申請・手続・相談窓口](#)
[白書・統計・資料](#)

- 大臣会見等
- プレスリリース
- 一筆書きキャラバン
- 法務省ソーシャルメディア公式アカウント
- 政府調達情報
- 主な法務省主催イベント
- その他のお知らせ
- 大臣・副大臣・政務官
- 法務省幹部一覧
- 組織案内
- 所管法令
- 国会提出法案など
- 法務省の沿革
- 司法試験
- 資格試験
- 採用試験
- その他の採用情報
- 省議・審議会等
- 司法制度改革の推進
- 国民の基本的な権利の実現
- 刑事政策
- 出入国在留管理
- 国を当事者とする訴訟などの統一・一元的処理
- 第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コンgres）
- 政策評価等
- パブリックコメント
- 新型コロナウイルス感染症関連情報
- その他の政策・施策
- 情報公開・公文書管理
- 個人情報保護
- 行政手続の案内
- 法令適用事前確認手続
- オンライン申請
- 相談窓口
- 白書・統計
- 予算・決算
- バンフレット・リーフレット・ポスター
- 法務省だよりあかれんが
- 法務図書館蔵書検索
- 法令外国語訳データベース
- キッズルーム
- 法務資料
- 赤れんが棟・法務史料展示室

- 法務省パンフレット
- 広報誌
- プライバシーポリシー
- ご利用にあたって
- 政府関連リンク
- ご意見・ご提案

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1（法務省アクセス）

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

電話：03-3580-4111（代表）

法人番号1000012030001



- 会見・報道・お知らせ
- 法務省の概要
- 試験・資格・採用
- 政策・審議会等
- 申請・手続・相談窓
- 白書・統計・資料

[トップページ](#) >
 [政策・審議会等](#) >
[司法制度改革の推進](#) >
[法教育](#) >
 高校生向けリーフレットに関する確認テスト



高校生向けリーフレットに関する確認テスト

第5問

契約の相手方が契約した内容を守らず、自ら契約上の義務を果たさない場合は、裁判所に訴えることが唯一の解決手段である。

答えは



正解！！

5問、全部正解できたかな？
大切なことだから、忘れないでね！！
解説を下にまとめておくので、正解した部分も含めて、もう一度復習してね。



《復習しよう》

契約の相手方が自ら契約上の義務を果たさない場合は、**第三者の助け**を借りて、紛争を解決することができます。**裁判による紛争解決**のほか、**裁判以外の中立・公正な第三者による紛争解決(ADR)**もあります(リーフレット7p参照)。

自分でトラブルを解決できないときは、一人で悩まず、**家族や専門家など、ほかの人に相談**するようにしましょう。

- 法テラス・サポートダイヤル
- 全国の弁護士会・弁護士会連合会
- 司法書士総合相談センター
- 消費者ホットライン

確認テスト一覧

第1問	2022年(令和4年)4月1日以降も、18歳・19歳の者が親の同意を得ずにした契約については、取り消すことができる。 2022年(令和4年)4月1日以降は、18歳で成年と扱われ、18歳・19歳は未成年者ではなくなります。 未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます(未成年者取消)。 成年になると、未成年者取消は適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません(リーフレット2p参照)。
×	
第2問	契約書を作成しなければ、契約は成立しない。 契約は、 当事者双方の意思表示(考えを表すこと)が合致すること によって成立します(リーフレット3p参照)。 原則として、 口頭の約束 でもよいとされています(リーフレット5p参照)。
×	
第3問	「契約自由の原則」とは、いつでも自由に契約を解消できるという意味である。そのため、契約を結んだとしても、内容が気に入らなければ、いつでも一方的に契約を取り消すことができる。 「契約自由の原則」とは、「契約を結ぶかどうか」、結ぶとしても「誰と結ぶか」「どのような契約内容にするか」を当事者が自由に決められることができるという原則です(リーフレット3p参照)。 もともと、一度契約が成立すると、 合意した内容をお互いを守る義務が発生 します(契約の拘束力)。契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で契約を解消することはできません(リーフレット6p参照)。 ※ ただし、消費者トラブルが発生しやすい取引については、一定の期間内であれば理由を問わず、契約をやめることができます(クーリング・オフ制度)。 困ったときは、 消費者ホットライン にお電話ください。
×	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> いやや 188 </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div> <p style="text-align: center;">消費者庁 消費者ホットライン188 キャラクター イヤヤン</p>
第4問	

	<p>売買契約の目的物として渡された物が壊れていた場合（例えば、お店でゲーム機を買い、家に帰って確認したときに、壊れていることに気付いた場合など）、買主は、売主に対し、ゲーム機の修理や交換を求めることができる。</p>
○	<p>一度契約が成立すると、合意した内容をお互いを守る義務が生じます（契約の拘束力）。もし相手が契約どおりのことをしない場合、相手に契約した内容を実現することができます。</p> <p>売買契約で引き渡された物が契約で決めた内容と違うときは、買主は、売主に、その物の修理や、新しい物との交換を求めることができます（リーフレット6p参照）。</p>
第5問	<p>契約の相手方が契約した内容を守らず、自ら契約上の義務を果たさない場合は、裁判所に訴えることが唯一の解決手段である。</p>
×	<p>契約の相手方が自ら契約上の義務を果たさない場合は、第三者の助けを借りて、紛争を解決することができます。裁判による紛争解決のほかに、裁判以外の中立・公正な第三者による紛争解決(ADR)もあります（リーフレット7p参照）。</p> <p>自分でトラブルを解決できないときは、一人で悩まず、家族や専門家など、ほかの人に相談するようにしましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法テラス・サポートダイヤル ■ 全国の弁護士会・弁護士会連合会 ■ 司法書士総合相談センター ■ 消費者ホットライン



▲ ページトップへ

法務省公式Twitter

You Tube:法務省チャンネル

<p>› 会見・報道・お知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大臣会見等 ○ プレスリリース ○ 一筆書きキャラバン ○ 法務省ソーシャルメディア公式アカウント ○ 政府調達情報 ○ 主な法務省主催イベント ○ その他のお知らせ 	<p>› 法務省の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大臣・副大臣・政務官 ○ 法務省幹部一覧 ○ 組織案内 ○ 所管法令 ○ 国会提出法案など ○ 法務省の沿革 	<p>› 試験・資格・採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 司法試験 ○ 資格試験 ○ 採用試験 ○ その他の採用情報 	<p>› 政策・審議会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 省議・審議会等 ○ 司法制度改革の推進 ○ 国民の基本的な権利の実現 ○ 刑事政策 ○ 出入国在留管理 ○ 国を当事者とする訴訟などの統一・一元的処理 ○ 第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コンgres） ○ 政策評価等 ○ パブリックコメント ○ 新型コロナウイルス感染症関連情報 ○ その他の政策・施策 	<p>› 申請・手続・相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報公開・公文書管理 ○ 個人情報保護 ○ 行政手続の案内 ○ 法令適用事前確認手続 ○ オンライン申請 ○ 相談窓口 	<p>› 白書・統計・資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 白書・統計 ○ 予算・決算 ○ バンフレット・リーフレット・ポスター ○ 法務省だよりあかれんが ○ 法務図書館蔵書検索 ○ 法令外国語訳データベース ○ キッズルーム ○ 法務資料 ○ 赤れんが棟・法務史料展示室
---	---	--	--	--	---

- 法務省パンフレット
- 広報誌
- プライバシーポリシー
- ご利用にあたって
- 政府関連リンク
- ご意見・ご提案

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1（法務省アクセス）

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

電話：03-3580-4111（代表）

法人番号1000012030001